

日本数学会教育委員会からの報告

【教育委員会】

日時：2017.3.27 12:25～13:30，場所：首都大学東京南大沢キャンパス 12 号館 207 教室
出席者 13 名。以下の議論があった。

1. 2017 年度教育委員について

改正された内規に沿って、次期（2017.7～2018.6）の委員の選出について議論した。会議では、清水委員、菅原委員の退任以外は継続ということであったが会議後、竹山委員はまだ 1 年任期があると資料を提示していたが 2009 年は年度途中で委員になっておられて、来年度途中で 8 年を越すことから後任を推薦していただき任期満了で退任していただくこととした。学会からの委嘱状についての質問があったが、これまでは専門委員（任期 3 年）運営委員（任期 2 年）のそれぞれの任期の最初に委嘱状を学会から出しているという形であり、毎年度の委員の承認は委員会において行っているとの説明があり、2017 年度も新しく委員になっていただく方が確定した段階で委員会の承認をメール審議の形で取ることとなった。

2. 次回シンポジウムについて

文部科学省の「大学の数理及びデータサイエンス教育強化」という 2017 年度から始まるプログラムについてのシンポジウムを開催したいという委員長の提案について議論があった。始まったばかりなので活動が進んでいる滋賀大学、大阪大学と文科省に話してもらおうということで担当者から了解が取ればその形で進めるということが決まった。来年 3 月のシンポジウムでもこのプログラムを取り上げるかについては、9 月のシンポジウムの後で決めるということとなった。

委員会終了後、関係者（文部科学省専門教育課、滋賀大学・竹村先生、大阪大学・鈴木先生）から 9 月 11 日の午後に開催ということで調整できたのでこの形で進めることとなった。

3. 理数系教育問題連絡会の報告と来年度委員について

清水委員から 10 月と 1 月の理数系教育問題連絡会の報告があり、大きな話としては「理数探究」をテーマとするシンポジウムを 2017 年度後半に開催したいということであった。予算も必要な話で数学会としては慎重な対応が必要という説明が徳永理事からあった。

また、次年度からのこの連絡会の委員は海老原委員が引き受けていただくこととなった。

4. 各種報告

・徳永理事から、数学会としての出前授業は今年度（3 月末）で打ち切るということが理事会で承認されたという報告があった。

- ・委員長から数学オリンピック 2023 年に日本で開催され、予算が 3 億必要で半分は JST から出るが残りは企業から集めないといけないという報告があった
- ・坪井委員から ICIAM(International Seminar for Applied and Industrial Mathematics)2023 の誘致で韓国と争っているが、日本で開催される場合は 2023.8.20～25 早稲田大学で開催という報告があった。(その後、開催が決定)

【教育職員免許法改正に関する勉強会】

日時： 2017.3.27 14:00～15:30

場所： 首都大学東京南大沢キャンパス 12 号館 105 教室

当日配布資料に沿って委員長から説明があり、その後、参加者からの質問に出席者全体の中から回答できる方が回答する形で質問がなくなるまで続けられた。

(説明の概要)

- ・教育職員免許法の改正で、これまでは「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教職または教科に関する科目」の区分があったが新法ではこの区分が統合され「教科及び教職に関する科目」となった。
- ・「教職課程に新たに加える内容の例」として、「アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善」などが挙げられており、このような内容が教科教育法では求められる可能性がある。
- ・教職課程のコアカリキュラムについては現在検討が行われており、6 月末に固まる予定であるが、これが出ないと中身が分からない。
- ・『教科及び教科の指導法に関する科目』においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること、という記載がある。
- ・平成 31 年度から新法が適用されるので平成 30 年度中に全ての教職課程が再課程認定を受ける必要がある。
- ・スケジュールは当初よりかなり遅れていて、平成 29 年度中に
教育職員免許法施行規則の改正 (6 月頃)
教職課程コアカリキュラムの策定 (6 月頃)
教職課程認定基準等の改正 (7 月頃)
となっているが、コアカリキュラムで学習指導要領の内容を含むとなっている高校の新学習指導要領も遅れているので更に遅れる可能性がある。

(主な質問事項)

Q 教員審査において必要な業績について

A 現行では、教科に関する科目も含めて、10 年以内の活字業績が 3 本以内必要 (必ずしも 3 本でなくてよい)。

教科教育法についてはかなり厳しく見られる。新法でも教職にあたる部分（コアカリキュラムの部分）は厳しいと思われるが、教科に関する部分はそれほど厳しくないのではないか。但し、業績が全くない場合は難しい。

Q 教科「情報」の教職課程について数学と情報を同時に出すのは難しいのでは？

A 課程認定を受けないという大学がいくつかあった。ただし、数学の免許を出している課程が情報の免許を出さなくなると、情報の免許を持った教員が少なくなって文科省も困るのではないかという意見もあり、文科省にも聞いてみることとなった。（注 この点について、再課程認定は教科に関する科目の部分は影響がなく、現在、情報の免許を出しているところはそのままで問題ないということが判明）

Q 教科に関する科目と教職に関する科目の区別がなくなることの影響は？

A 理学部数学科のようなところの数学の免許については、あまり影響ないが教育大、教育学部のような教員養成が主目的のところでは、教科に関する科目の中でも教職に関する内容を取り入れるといった影響があるかもしれない。

当日は、50名以上が参加しこの話題についての関心の高さが伺えた。まだ未確定な部分が多いので、今後得られた情報については、教育委員会のウェブサイトでお知らせするという形を取ることにした。

文責 教育委員会委員長 高橋哲也